

綾川町
公共施設等総合管理計画
【令和3年度版】

2022年3月

香川県綾川町

目次

第1章 計画概要	1
1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨	1
2. 本計画の位置づけ	2
3. 計画対象期間.....	3
4. 計画対象施設.....	3
2章 本町の現状	5
1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し	5
2. 財政の状況.....	8
3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察.....	13
4. 公共施設等の現状	14
5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み	17
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針	25
1. 現状や課題に関する認識	25
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	26
3. 公共施設等の管理に関する実施方針	27
4. 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針	28
5. フォローアップの方針	29
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	30
1. 公共建築物.....	30
2. インフラ資産.....	37
第5章 計画の推進に向けて	38
用語の解説	39

第1章 計画概要

1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨

平成 18 年 3 月に綾南町と綾上町が合併し、香川県の中心に位置する綾川町（以下「本町」という。）が誕生しました。

同時に、昭和 50 年頃の人口増加と高度経済成長に伴う生活環境の変化を背景として、合併前の旧町で整備された多数の公共建築物及びインフラ資産（以下「公共施設等」という。）も保有することとなりました。

これらの公共施設等は、合併にあたって一定の整理を行ったものの、現在でも多くの施設を有しており、多額の管理運営費を要することから、適切に対応していく必要があります。

また、過去に整備された公共施設等が大量に更新時期を迎えることとなりますが、合併による普通交付税の算定の特例である合併算定替の終了や、人口減少と少子高齢化の進行に伴う税収減と扶助費の増加等により、今後厳しい局面を迎える本町の財政状況では、これら公共施設等を現状のまま維持していくことは非常に困難となっています。

財政面のみならず、人口構造の変化による公共施設等の需要の変化が想定される中、今後の公共施設等によるサービス提供のあり方についても検討していく必要があります。

このような状況の中、平成 26（2014）年 4 月、国は、全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、また、平成 29（2017）年 3 月、「公共施設等総合管理計画」の下位計画となる「個別施設の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を要請するとともに、策定した個別施設計画を踏まえて、「総合管理計画」の見直しを行うことを要請しています。

「綾川町公共施設等総合管理計画（令和 3 年度版）」（以下「本計画」という。）は、以上のような背景を踏まえ、平成 29（2017）年 3 月に策定した総合管理計画初版に時点補正を加えるとともに、各個別施設計画を反映し、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適配置の実現を目指すなど、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

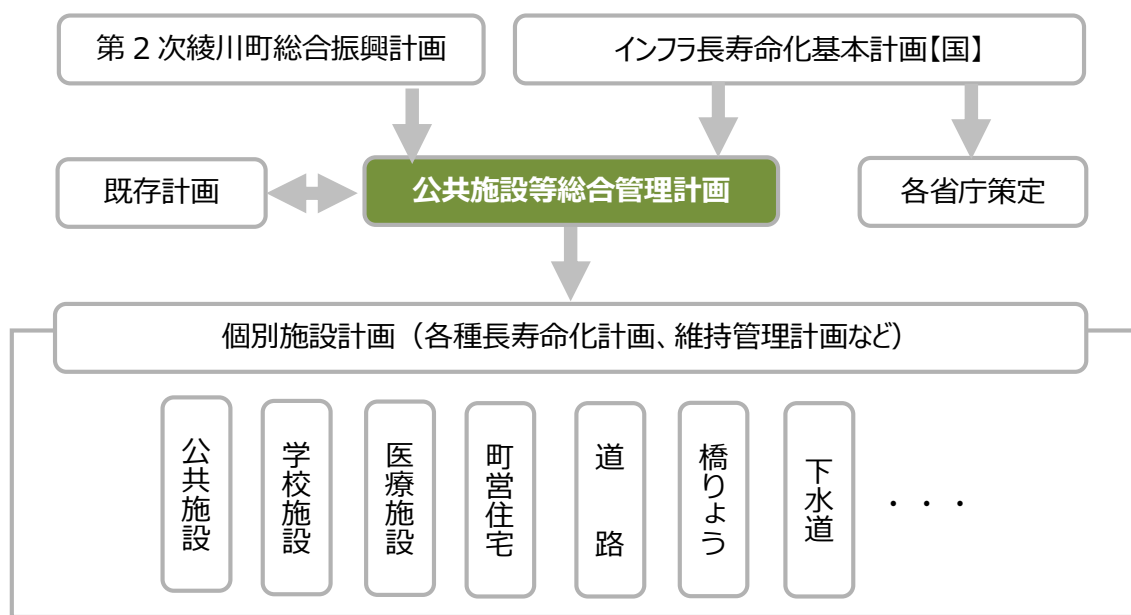
なお、本計画は、単に投資を抑制するための計画ではなく、厳しい財政状況の中、必要な投資を確実に実施するための対応方針を定める計画です。したがって、単に削減方針だけを掲げるのではなく、何が必要な投資なのかという観点も含めて検討した上で、その必要な投資の財源確保のため、重点化や優先順位付けを行っていくことが重要です。

本計画に掲げる基本方針等を通じて、町民や利用者の皆様に安全・安心で質の高い施設サービスを提供するとともに、持続可能な財政運営を目指していきます。

2. 本計画の位置づけ

公共施設やインフラ資産は、個々の管理だけではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくことが必要です。そのため、本町の最上位計画である「綾川町第2次総合振興計画」をはじめ、その他の町の関連計画との整合を図るとともに、本計画の下位計画と位置付けられる個別施設計画の反映し、分野横断的な施設面における基本的な取り組みの方向性を示すものです。

図表 1.2.1 本計画の位置づけ



※公共施設：学校施設、町営住宅、医療施設を除いた公共建築物

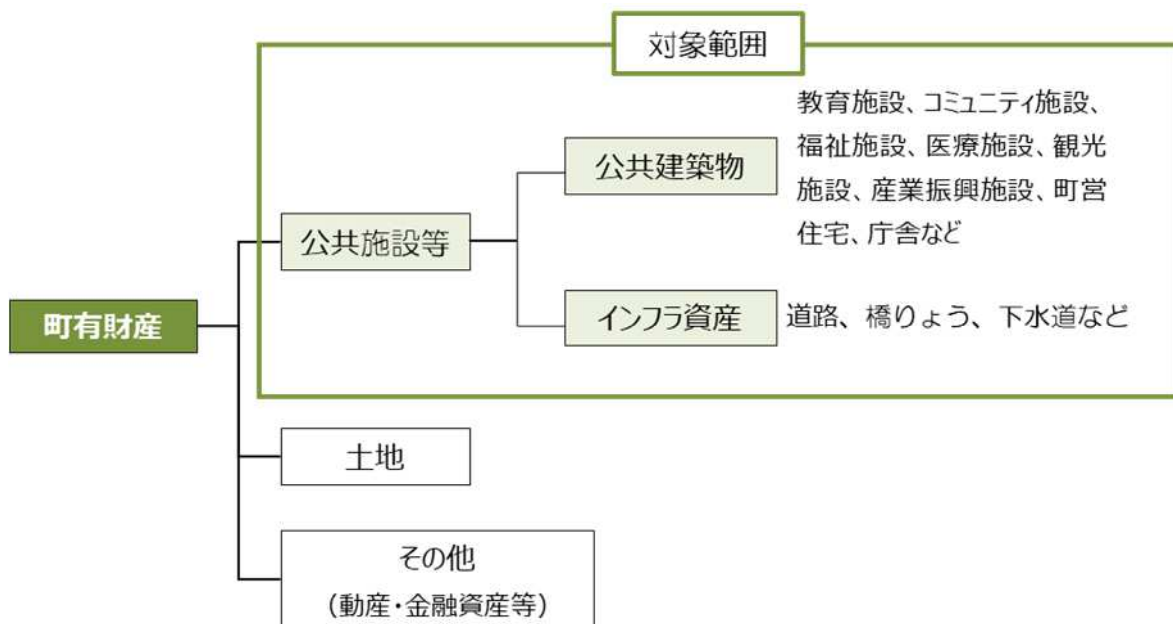
3. 計画対象期間

本計画の対象期間は、総合管理計画初版と同様に平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの 40 年間を計画対象期間としています。

4. 計画対象施設

本計画の対象施設は、本町の公共建築物及びインフラ資産とします。

図表 1.4.1 本計画の対象範囲



施設用途区分	主な施設
① 行政系施設	役場庁舎（本庁）、綾上支所、東分地域交流館、消防団屯所、旧西分保育所、旧陶病院
② 文化系施設	校区公民館、集会所、道の駅滝宮
③ 産業系施設	綾南農村環境改善センター（本庁舎）
④ 社会教育系施設	生涯学習センター、綾上図書館
⑤ 公園	高山航空公園、田万ダム公園、長柄ダム公園、滝宮公園、農村公園
⑥ スポーツ・レクリエーション系施設	綾川町総合運動公園、綾川町ふれあい運動公園、杣所体育館、西分体育館、羽床上体育館
⑦ 子育て支援施設	昭和こども園、陶こども園、滝宮こども園、羽床こども園、山田こども園、羽床上こども園、旧滝宮幼稚園、南原児童館、子育て支援施設きらり、放課後児童クラブ（昭和なかよし学級）

施設用途区分	主な施設
⑧ 保健・福祉施設	地域活動支援センターⅢ型（ゆう）、高齢者コミュニティセンター、小規模多機能型居宅介護施設（旧羽床上小学校普通教室棟）
⑨ 学校教育系施設	昭和小学校、陶小学校、滝宮小学校、羽床小学校、綾上小学校、綾南中学校、綾上中学校、学校給食共同調理場、旧粉所小学校、旧羽床上小学校
⑩ 医療施設	綾川町国民健康保険粉所巡回診療所、綾川町国民健康保険綾上診療所、綾川町国民健康保険羽床上診療所、綾川町国民健康保険陶病院
⑪ 町営住宅等	八坂団地、滝宮団地、南原団地、有岡団地、羽床団地、山田団地、改良住宅、サン・コーポラスあやかみ
⑫ 供給処理施設、その他	西分最終処分場、綾川斎苑、し尿貯留場

2章 本町の現状

1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し

(1) 人口の推移

本町の総人口は、国勢調査によると平成2（1990）年の24,509人から平成17（2005）年まで増加傾向でしたが、その後減少に転じ、令和2（2020）年では、22,693人となっています。

また、少子高齢化が確実に進展しており、平成2（1990）年から令和2（2020）年にかけて、0～14歳（年少人口）の割合は17.7%から11.6%に、15～64歳（生産年齢人口）の割合は63.6%から52.2%に減少し、65歳以上（老年人口）の割合は18.7%から36.2%に増加しています。

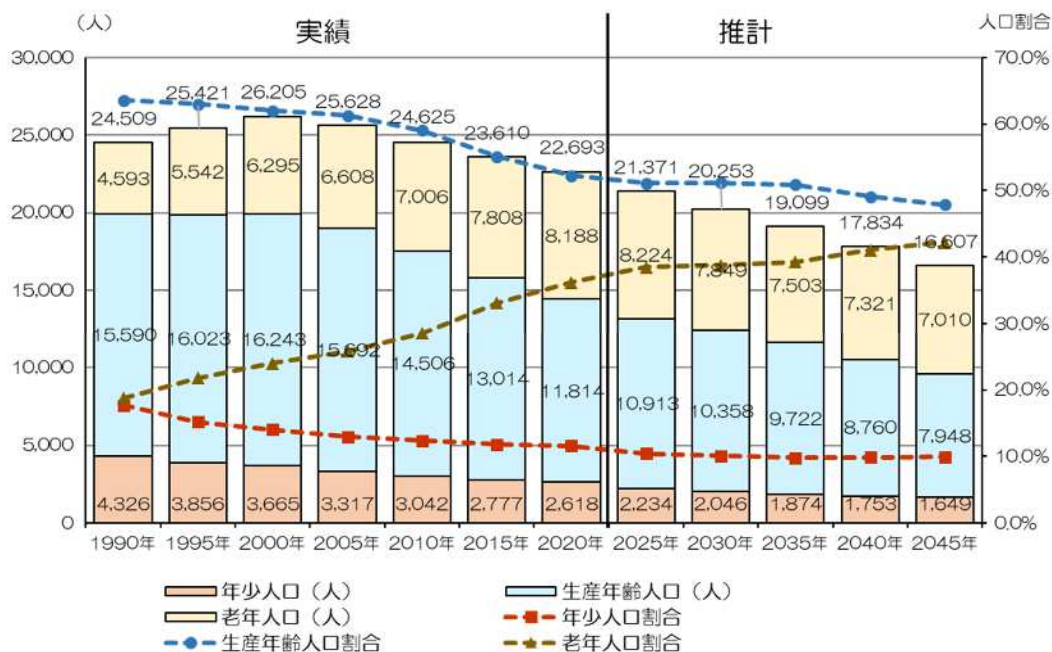
令和2（2020）年以降の将来推計値においてもその傾向は顕著であり、人口減少問題に対し、効果的な施策を展開していかなければならないことは明らかです。

図表 2.1.1 人口の推移

綾川町 37387 区分	実績							推計				
	H2年 1990年	H7年 1995年	H12年 2000年	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R7年 2025年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年	R27年 2045年
総人口（人）	24,509	25,421	26,205	25,628	24,625	23,610	22,693	21,371	20,253	19,099	17,834	16,607
年少人口（人）	4,326	3,856	3,665	3,317	3,042	2,777	2,618	2,234	2,046	1,874	1,753	1,649
生産年齢人口（人）	15,590	16,023	16,243	15,692	14,506	13,014	11,814	10,913	10,358	9,722	8,760	7,948
老年人口（人）	4,593	5,542	6,295	6,608	7,006	7,808	8,188	8,224	7,849	7,503	7,321	7,010
年少人口割合	17.7%	15.2%	14.0%	12.9%	12.4%	11.8%	11.6%	10.5%	10.1%	9.8%	9.8%	9.9%
生産年齢人口割合	63.6%	63.0%	62.0%	61.3%	59.1%	55.1%	52.2%	51.1%	51.1%	50.9%	49.1%	47.9%
老年人口割合	18.7%	21.8%	24.0%	25.8%	28.5%	33.1%	36.2%	38.5%	38.8%	39.3%	41.1%	42.2%
年齢3区分別人口計	24,509	25,421	26,203	25,617	24,554	23,599	22,620	21,371	20,253	19,099	17,834	16,607
総人口との差分(年齢不明)	0	0	2	11	71	11	73	0	0	0	0	0

年齢3区分別人口割合は年齢不明を除いた人口総数を「100」としている。

※将来推計：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より
ただし令和2（2020）年は、国勢調査の実績とした。

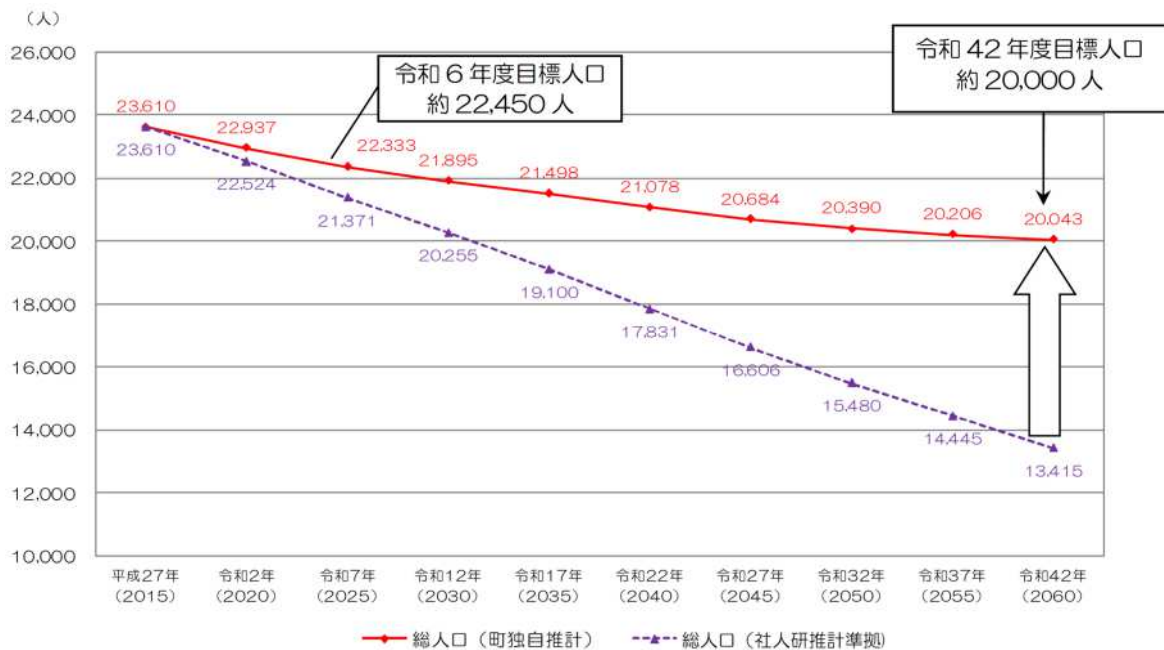


(2) 人口の将来展望

令和 2（2020）年 3 月に策定した第 2 期綾川町人口ビジョンにおいて、各種施策等を講じることで合計特殊出生率の上昇及び移動の抑制を図り、転入超過を見込んだ場合、令和 42（2060）年の人口は、20,043人となり、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）に準拠した推計と比べて、約 6,600人の増加が見込まれます。

よって、令和 42（2060）年度の目標人口を約 20,000人としています。

図表 2.1.2 人口の将来展望



※出典：第 2 期綾川町人口ビジョン（令和 2 年 3 月）

(3) 人口ビジョンに基づく年齢 3 区分別人口の推移と将来の見通し

年少人口は、令和 7 年（2025）年以降は増加しており、令和 42（2060）年には、約 3,100人になると想定されます。

生産年齢人口は、令和 27（2045）年までは減少しますが、その後は増加に転じ、令和 42 年（2060）年には約 10,300人になると想定されます。

老年人口は、令和 7（2025）年以降は減少を続け、令和 42（2060）年には約 6,600人となります。

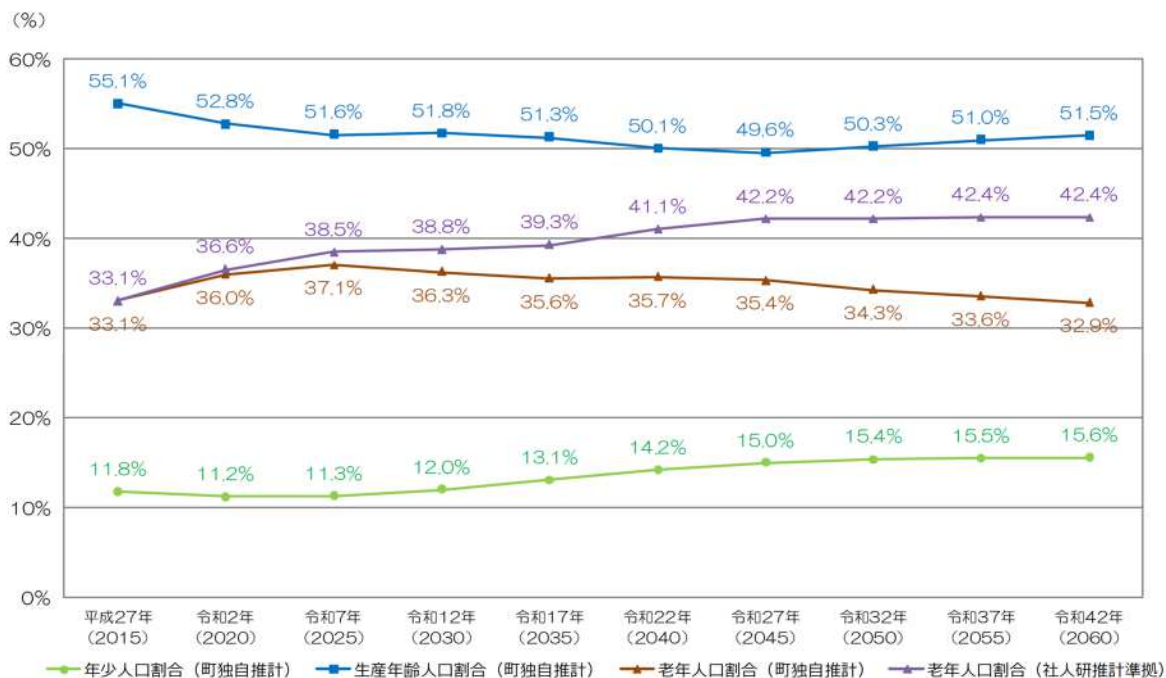
なお、令和 42（2060）年の老年人口割合は、32.9%となり、社人研に準拠した推計と比較して約 10 ポイント減少すると見込まれます。

図表 2.1.3 年齢3区分別人口の将来展望



※出典：第2期綾川町人口ビジョン（令和2年3月）

図表 2.1.4 年齢3区分別人口割合の将来展望



※出典：第2期綾川町人口ビジョン（令和2年3月）

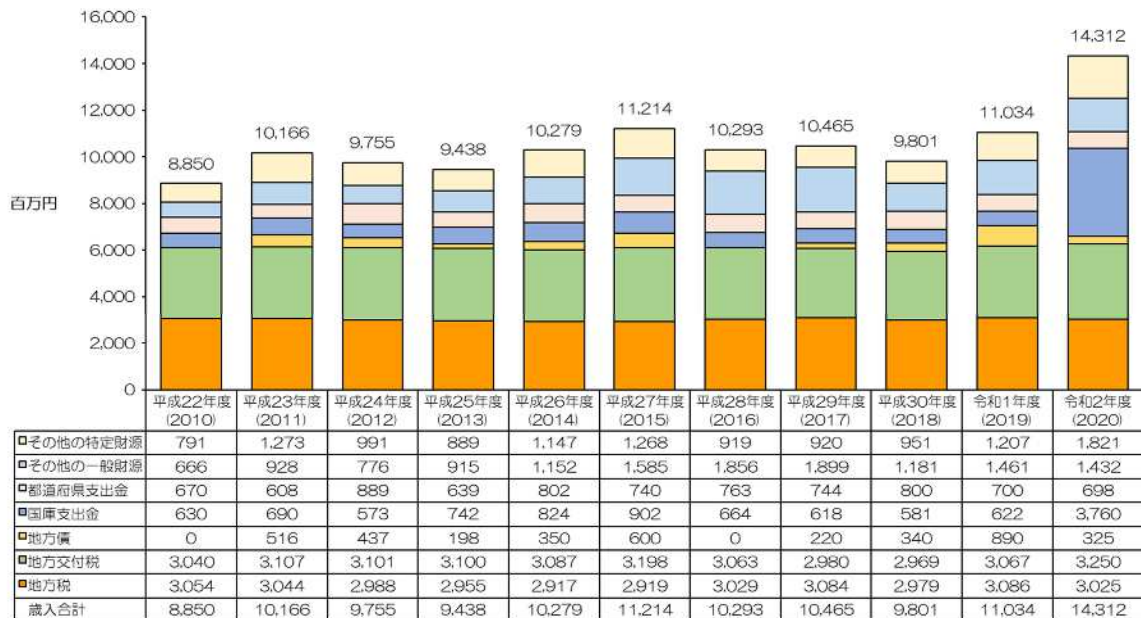
2. 財政の状況

(1) 歳入

普通会計の歳入総額は、平成 22（2010）年度が約 88.5 億円で、それ以降概ね 90 億円～110 億円前後で推移してきましたが、令和 2（2020）年度決算では約 143.1 億円と前年度に比べて約 32.8 億円もの増加となっています。これは地方創生臨時交付金を始めとした国庫支出金の大幅な増加があったことが主因となっています。

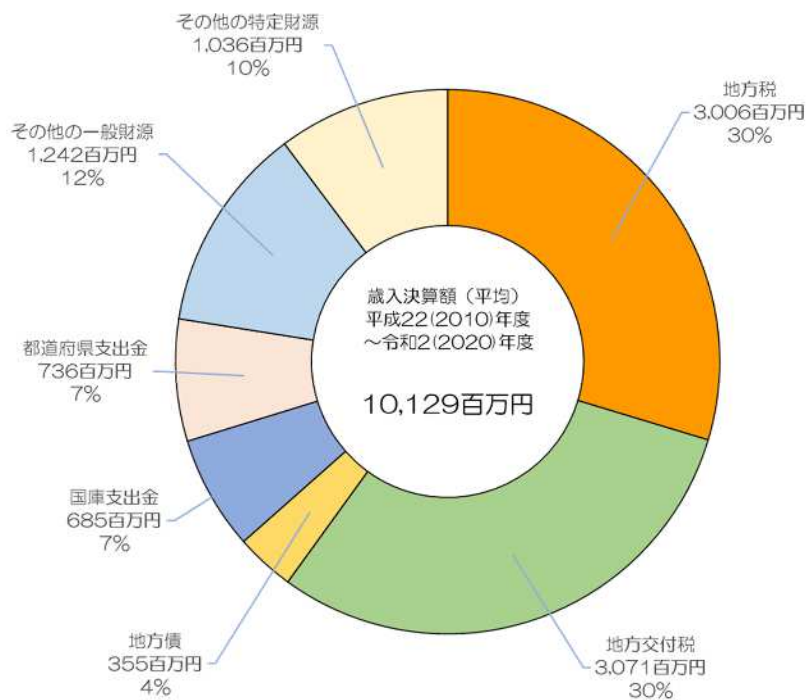
自主財源の根幹である地方税については、約 30 億円前後で推移していますが、今後、生産年齢人口の減少などにより地方税の減少が想定されます。また、地方交付税についても、人口減少や合併による恩恵の縮減により現在より減少することが見込まれます。

図表 2.2.1 普通会計の歳入決算額（平成 22 年度～令和 2 年度）



歳入に係る平成 22（2010）年度から令和 2（2020）年度までの平均値は、総額が約 101.3 億円で、地方税が約 30.1 億円（30%）、地方交付税が約 30.7 億円（30%）となっています。

図表 2.2.2 普通会計の歳入平均額（平成 22 年度～令和 2 年度）



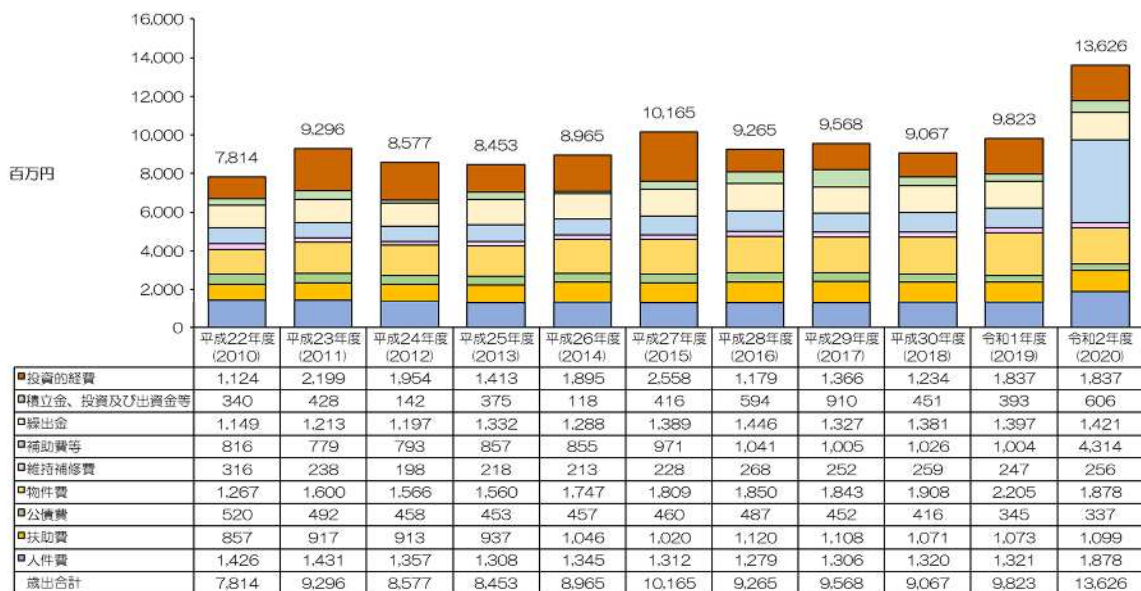
(2) 歳出

普通会計の歳出総額は、平成 22（2010）年度が約 78.1 億円で、それ以降概ね 80 億円～100 億円前後で推移してきましたが、令和 2（2020）年度決算では約 136.3 億円と前年度に比べて約 38.0 億円もの増加となっています。これは新型コロナウイルス感染症に関連した予防経費や、住民生活、地域経済への支援対策経費等の増大等によるものです。

一方、義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）については、公債費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあります。扶助費は、今後とも高齢化の進行に伴い、さらに増加していくものと考えられます。

投資的経費（公共施設の新設・改修等整備に要する経費）については、平成 27（2015）年度に一時的に増加していますが、これは綾南中学校の建築によるものです。その他の年度については各年の整備状況に応じて約 11 億円から約 22 億円の範囲で推移しています。

図表 2.2.3 普通会計の歳出決算額（平成 22 年度～令和 2 年度）



※義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費（人件費、公債費、扶助費）

※公債費：町の借入金に係る元利償還費に係る経費

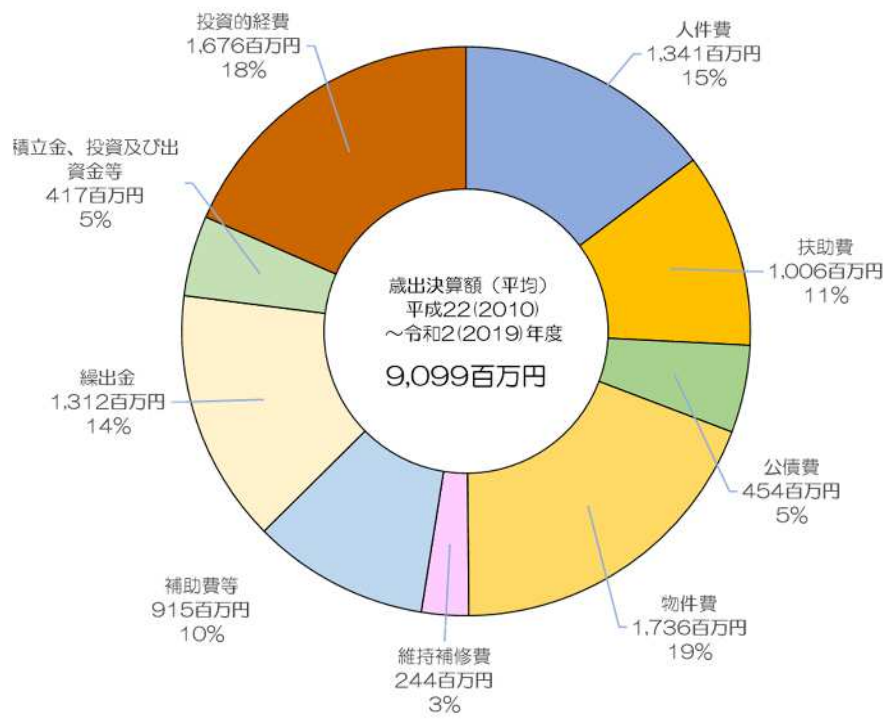
※扶助費：福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務づけられている経費

※投資的経費：道路・橋りょう、町営住宅、学校等の建設等社会資本の整備に要する経費（下水道などの特別会計・企業会計に係るものは除く）

※その他経費：物件費、維持補修費、補助費、繰出金など

歳出に係る平成 22（2010）年度から令和 2（2020）年度までの平均値は、総額が約 91.0 億円で、人件費が約 13.4 億円（15%）、扶助費が約 10.1 億円（11%）、及び投資的経費が約 16.8 億円（18%）となっています。

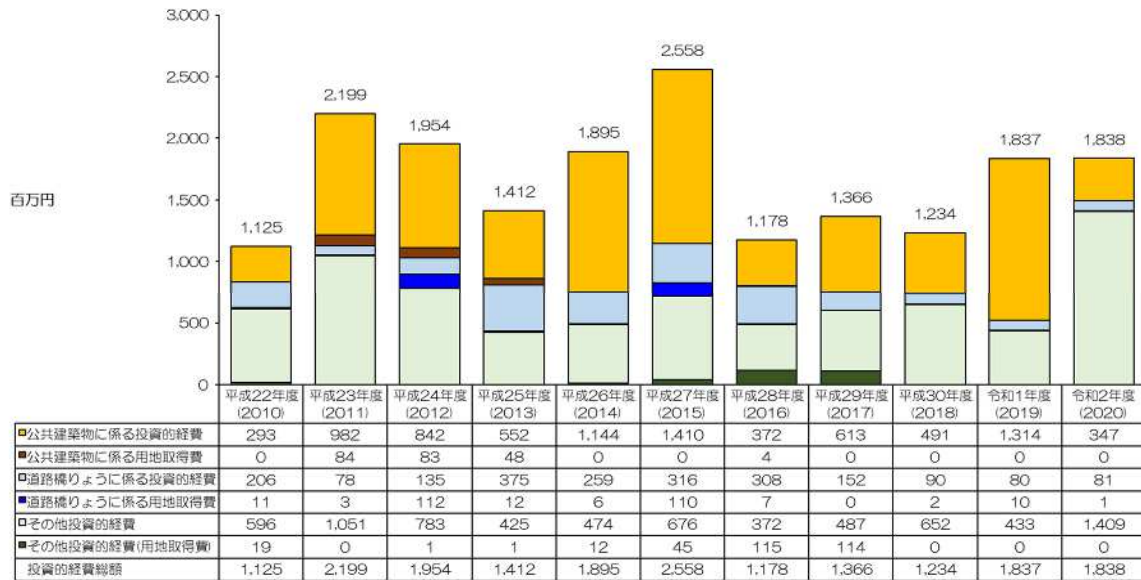
図表 2.2.4 普通会計の歳出平均額（平成 22 年度～令和 2 年度）



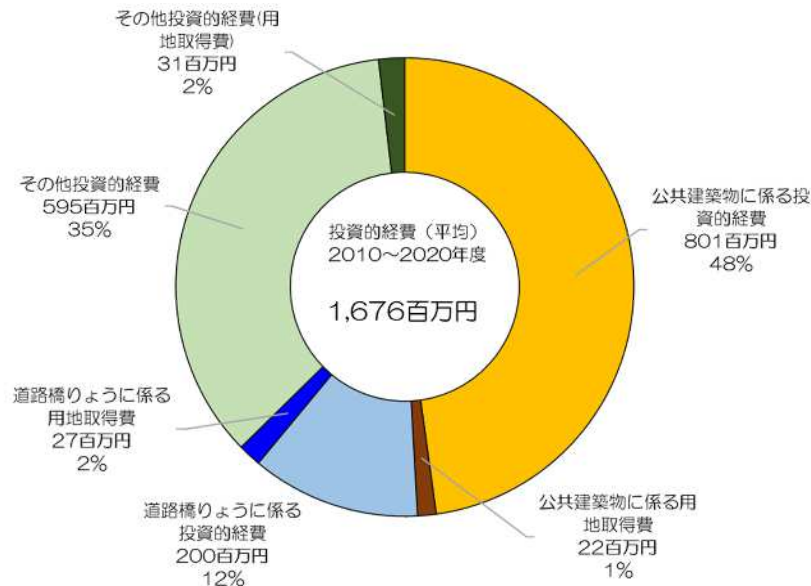
(3) 投資的経費の推移（平成 22 年度～令和 2 年度）

公共施設等の更新にどの程度の投資的費用が負担できるかを推測するため、過去の一般会計における投資的経費（普通建設事業費）の実績を分析した結果、公共建築物に係る過去 10 年間の平均投資額でみると、約 8.0 億円となっています。これは、投資的経費全体の約 48%を占めています。

図表 2.2.5 一般会計の投資的経費の推移（平成 22 年度～令和 2 年度）



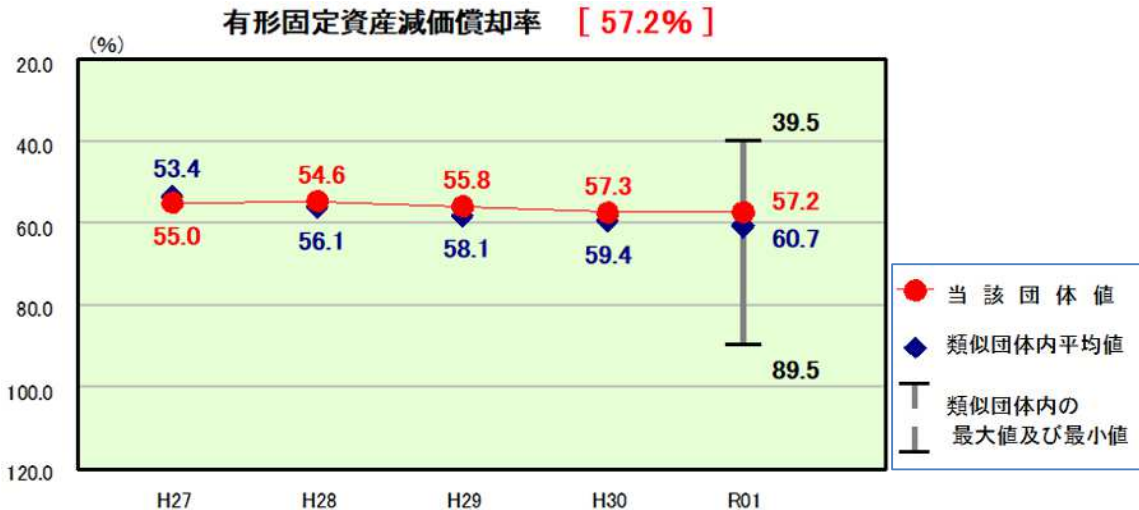
図表 2.2.6 一般会計の投資的経費平均額（平成 22 年度～令和 2 年度）



(4) 有形固定資産の減価償却率の推移（平成 27 年度～令和 1 年度）

本町では、平成 28（2016）年度に策定した総合管理計画初版において、公共施設等の延床面積を 5%削減するという目標を掲げ、老朽化した施設の集約化・複合化や除却を進めているところです。有形固定資産減価償却率は概ね同程度を維持しており、今後も本計画に基づいた適正管理をおこなうことで、上昇抑制に努めます。

図表 2.2.7 有形固定資産の減価償却率



※出典：令和元年度 財政状況資料集（綾川町）

3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、今後、生産年齢人口の減少に伴い個人住民税の減少が予想され、また法人町民税は企業業績と景気の影響を大きく受けるため予想が難しく大幅な税収増は期待できない状況です。

歳出面では、義務的経費の増加が予想されます。人件費は令和 2（2020）年度を除き、職員の定員管理等により概ね横ばい傾向ですが、少子高齢化の進行等による扶助費の増加が見込まれます。

4. 公共施設等の現状

(1) 公共建築物の保有施設数等

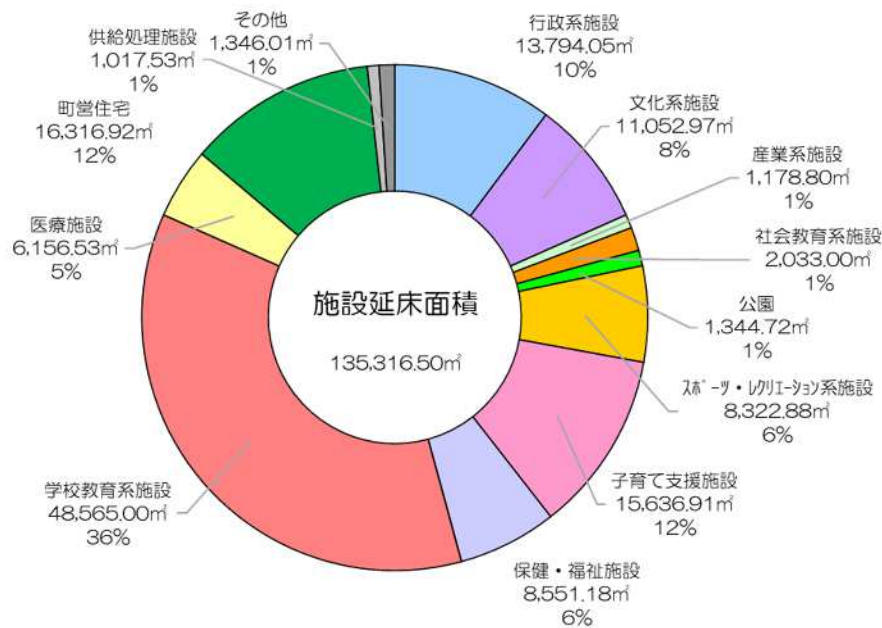
本町保有する公共建築物は全 190 施設（棟）、総延床面積は 135,316.50 m²です。

このうち最も多くの面積割合を占めているのは小学校や中学校等の学校教育系施設で、総延床面積の約 36%を占めています。次に、町営住宅が続き、総延床面積の約 12%を占めています。

図表 2.4.1 施設用途区別施設数及び延床面積

構成比	施設数（棟数）	施設用途区分	延床面積	構成比
14%	26棟	行政系施設	13,794.05m ²	10%
12%	22棟	文化系施設	11,052.97m ²	8%
1%	1棟	産業系施設	1,178.80m ²	1%
2%	3棟	社会教育系施設	2,033.00m ²	2%
9%	17棟	公園	1,344.72m ²	1%
5%	9棟	スポーツ・レクリエーション系施設	8,322.88m ²	6%
10%	19棟	子育て支援施設	15,636.91m ²	12%
5%	9棟	保健・福祉施設	8,551.18m ²	6%
19%	36棟	学校教育系施設	48,565.00m ²	36%
1%	2棟	医療施設	6,156.53m ²	5%
19%	36棟	町営住宅	16,316.92m ²	12%
3%	6棟	供給処理施設	1,017.53m ²	1%
2%	4棟	その他	1,346.01m ²	1%
100%	190棟	総計	135,316.50m ²	100%

図表 2.4.2 施設用途区別延床面積割合

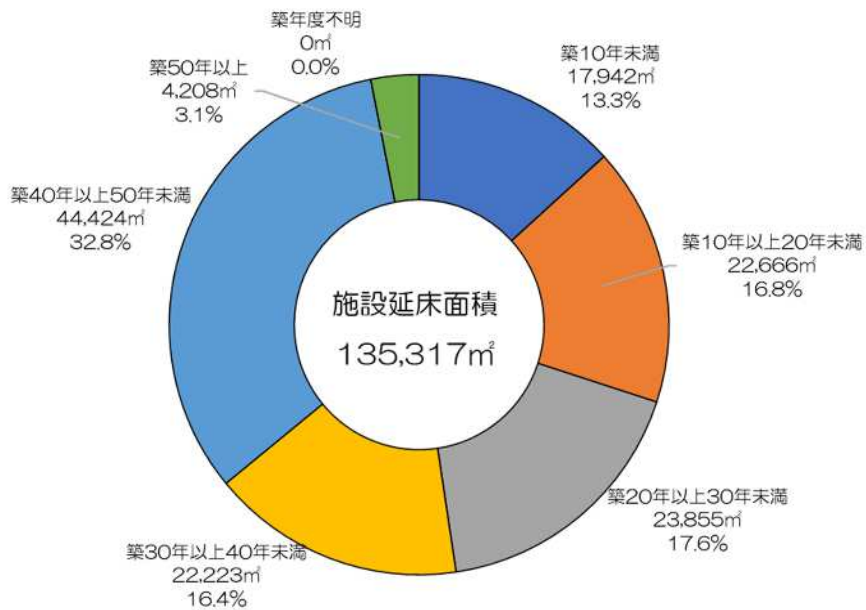
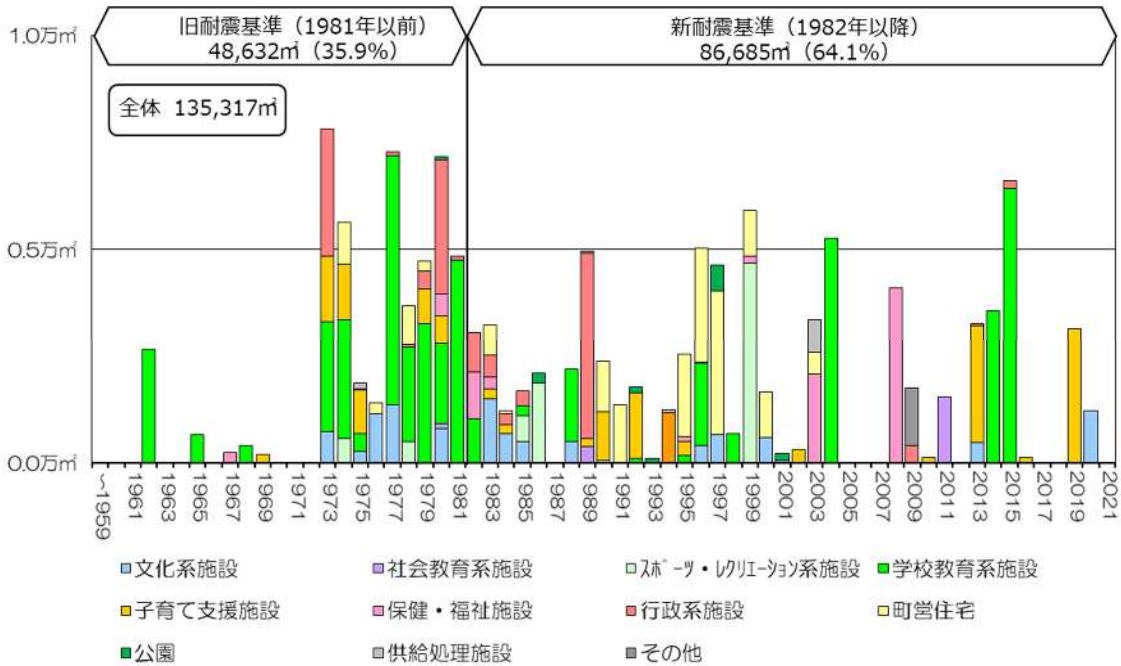


※出典：各個別施設計画等の集計

(2) 建築年別・用途分類別延床面積

本町の全公共建築物のうち 1981 年以前の旧耐震基準に基づいて建設された公共施設が全体の約 35.9%を占めるほか、築 30 年以上の公共施設が全体の 52.4%を占めていることから施設の老朽化が進行していることが伺えます。

図表 2.4.3 建築年別の延床面積



※出典：各個別施設計画等の集計

(3) 橋りょう

本町が管理する道路橋は、177 橋（R3.4.23 現在）あり、このうち 29 橋（全体の 16.4%）が建設後 50 年以上経過しています。

20 年後には、131 橋（74.0%）が建設後 50 年を経過する見込みです。

(4) 下水道の状況

本町の公共下水道は、昭和 60（1985）年 4 月 1 日に供用開始した中讃流域下水道大束川処理区の流域関連公共下水道として、平成 5（1993）年 3 月に下水道法に基づく事業の認可を受け、平成 11（1999）年 5 月に一部の区域について供用を開始しました。

管渠施設の総延長は 28,560m で、このうち大束川幹線が、21,130m、宇多津幹線が 1,320m、綾南幹線が 6,110m となっています。また、放流管（Φ1500）は 3,280m です。

5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み

公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込みについては、現在計画されている個別施設計画を踏まえて、現在保有している公共施設等を今後も保有し続け、とくに対策を講じることなく現在と同じ規模で更新を行うこととした場合と、施設再編や長寿命化計画を反映した場合の改修・更新等に係る費用を比較し、その対策効果をとりまとめました。

(1) 対象とした個別施設計画

本計画の対象とした個別施設計画は、次のとおりです。

図表 2.5.1 対象とした個別施設計画

区分	計画名	計画期間
公共施設	公共施設個別施設計画	令和4年度～令和13年度（10年間）
	学校施設長寿命化計画	令和2年度～令和38年度（37年間）
	医療・保健施設長寿命化計画	令和4年度～令和13年度（10年間）
	町営住宅等長寿命化計画	平成26年度～令和5年度（10年間）
インフラ資産	橋梁長寿命化計画	令和4年度～令和53年度（50年間）
	特定環境保全公共下水道事業経営戦略	平成29年度～令和8年度（10年間）
	農業集落排水事業経営戦略	平成30年度～令和9年度（10年間）

※計画期間と更新等費用の算定期間は、必ずしも同じではない。

(2) 公共建築物全体に係る更新等費用

施設の老朽化が進んでいく中で、施設を維持していくには、建替えや大規模改修に係る膨大な更新費用が生じてくるため、これに対する財政措置が大きな課題となってきます。

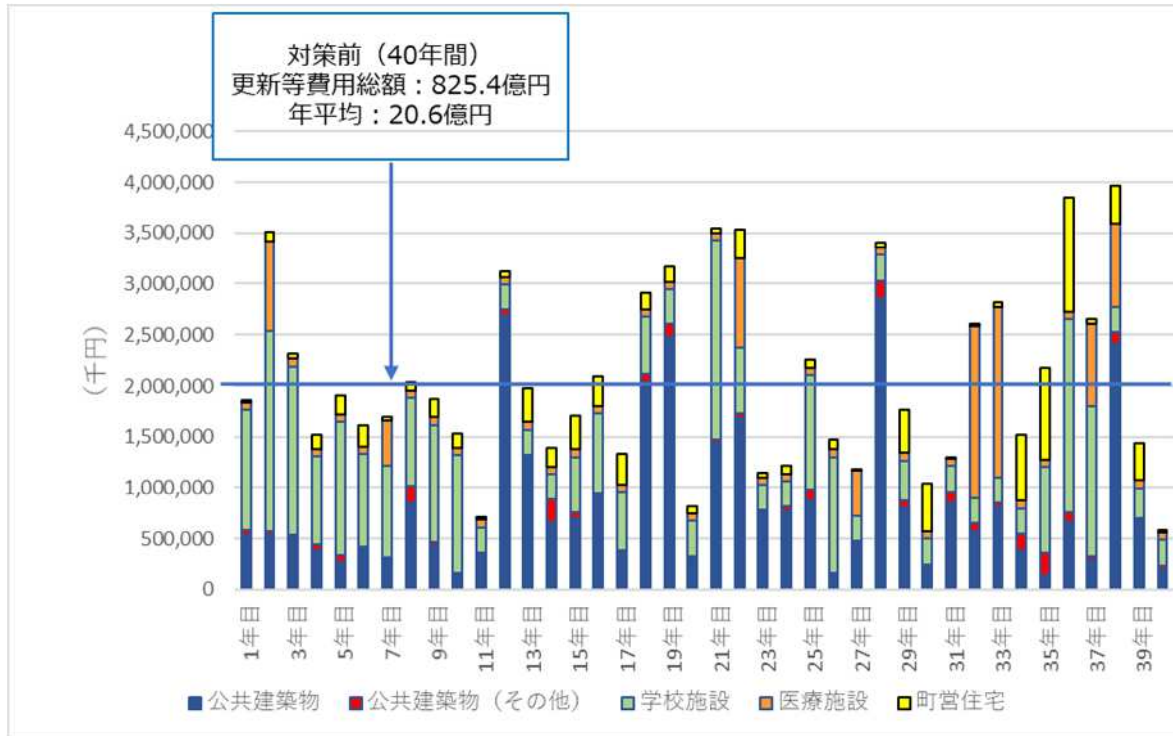
図表 2.5.2 は、公共建築物に係る個別施設計画及び個別施設計画の対象外となった公共建築物（以下「公共建築物（その他）」という。）の更新費用等算定結果を基に、長寿命化等対策前の今後40年間¹の更新等費用の推計を示しています。

本町が保有する公共建築物をすべて同規模・同量で今後も維持更新し続けた場合、施設の更新等などに要する費用として、40年間で約825.4億円が必要となる見込みで、年間約20.6億円となります。

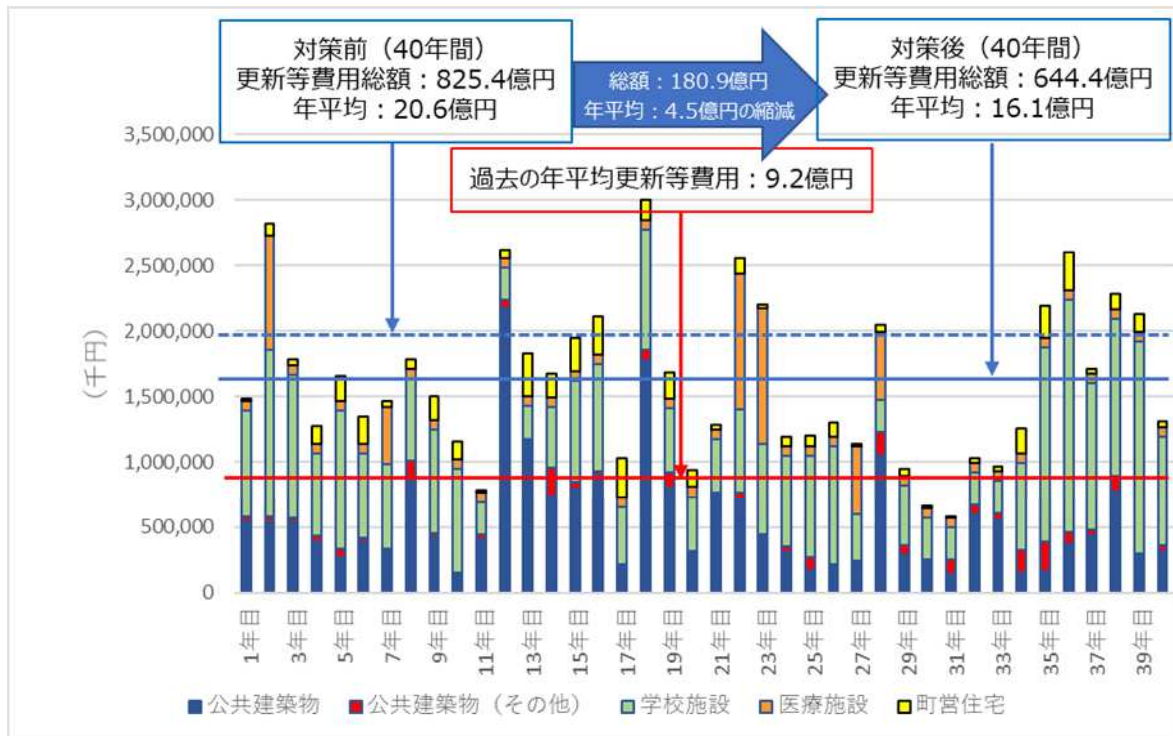
図表 2.5.3 は、長寿命化等対策後の今後40年間の更新等費用の推計を示しています。これによると、各施設に対して長寿命化対策等を講じた場合、40年間で644.4億円になる見込みで、年平均で約16.1億円となり、対策前と比べて年間約4.5億円の縮減効果が確認できました。

¹ 各個別施設計画の更新等費用算定期間開始年次から40年間を集計した。

図表 2.5.2 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策前）



図表 2.5.3 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策後）



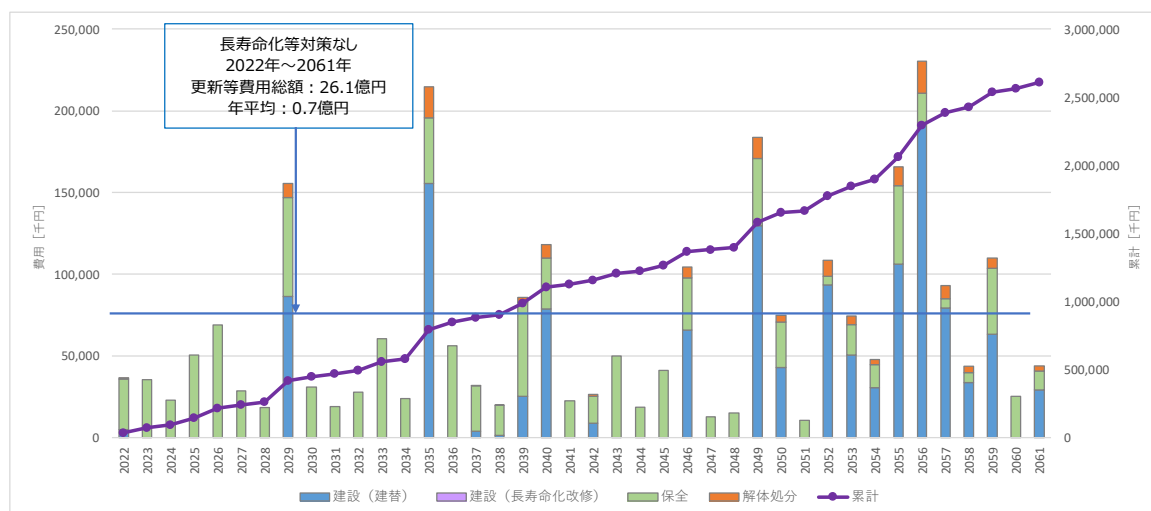
ここで、既存の公共建築物の更新等費用に充当できる財源の見込みは、過去 10 年間の年平均から約 9.2 億円（図表 2.2.4 の維持補修費の 1/2²の 1.2 億円+図表 2.2.6 の公共建築物に係る投資的経費の 8.0 億円）であることから、長寿命化等の対策等を講じても年平均更新等費用約 16.1 億円と比比較すると、約 6.9 億円の財源不足が予測されます。

このことを踏まえて、個別施設計画のさらなる精査を行うとともに、新たな対策の検討を行うなど、持続可能なサービスを展開するために公共施設等の更なるマネジメントを継続していきます。

以下、次ページ以降で公共建築物全体に係る更新等費用の内訳となる各個別施設計画の内容を抜粋引用します。

なお、個別施設計画の対象とならなかった公共建築物（その他）については、令和 4（2022）年度～令和 43（2061）年度の 40 年間の更新等費用は、約 26.1 億円で、年間約 7 千万円と推計されています（長寿命化等対策の前後比較はなし）。

図表 2.5.4 公共建築物（その他）に係る今後 40 年間の更新等費用の推計



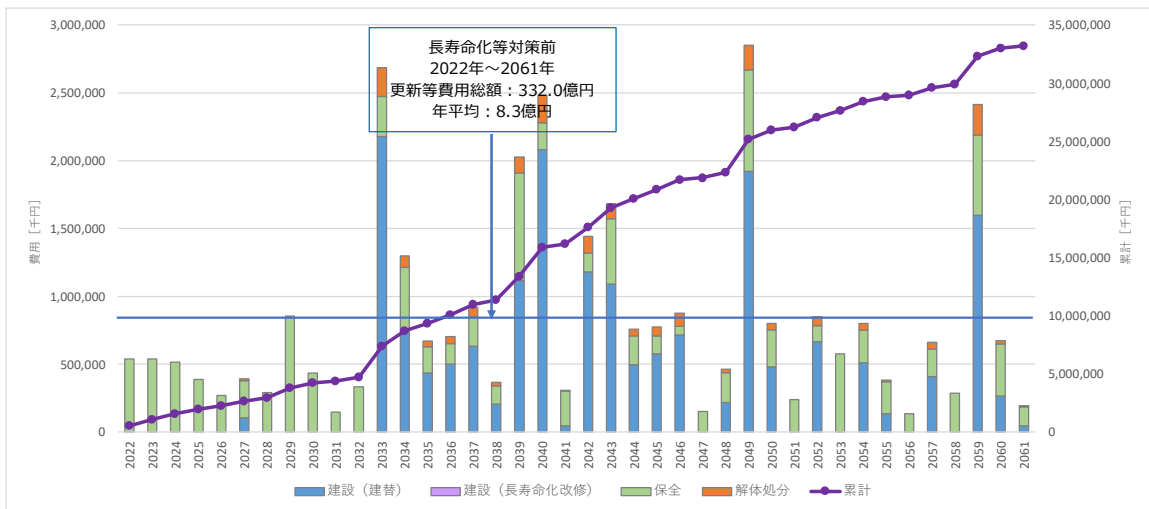
² 公共施設とインフラ資産のうち、公共施設分を 1/2 と仮定した。

(3) 公共建築物に係る個別施設計画の更新等費用

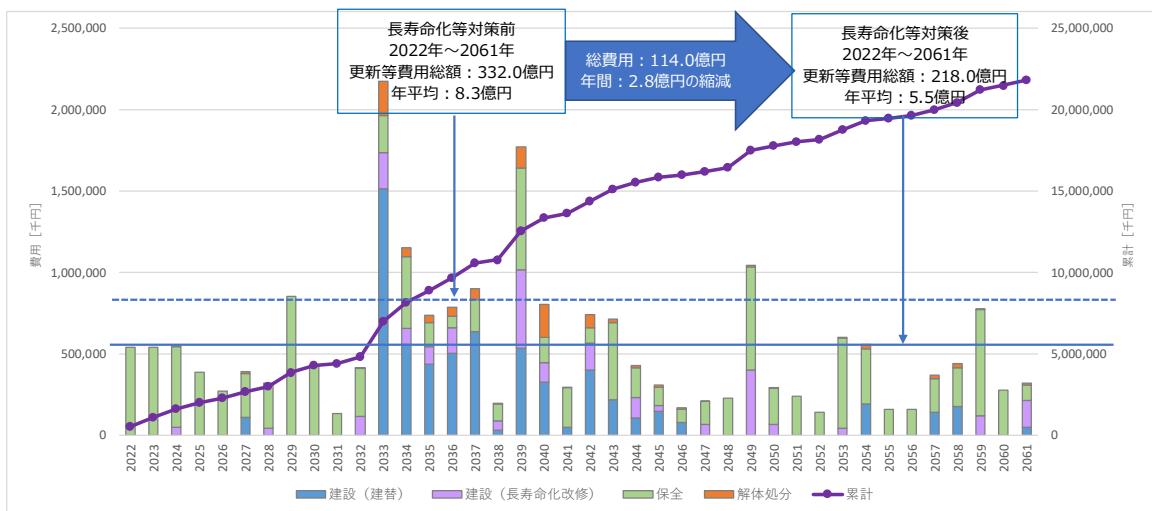
ア. 公共施設個別施設計画（学校施設、医療施設、町営住宅を除く）

公共施設個別施設計画において、令和 4（2022）年度～令和 43（2061）年度の 40 年間の更新等費用を算定したところ、長寿命化等対策前では約 332.0 億円で、年平均約 8.3 億円と推計されています。一方、長寿命化等対策を講じた場合は約 218.0 億円で、年平均約 5.5 億円と推計されています。以上より、40 年間の対策の効果は約 114.0 億円で、年間約 2.8 億円の縮減効果が見られました。

図表 2.5.4 現状における公共建築物の更新等費用



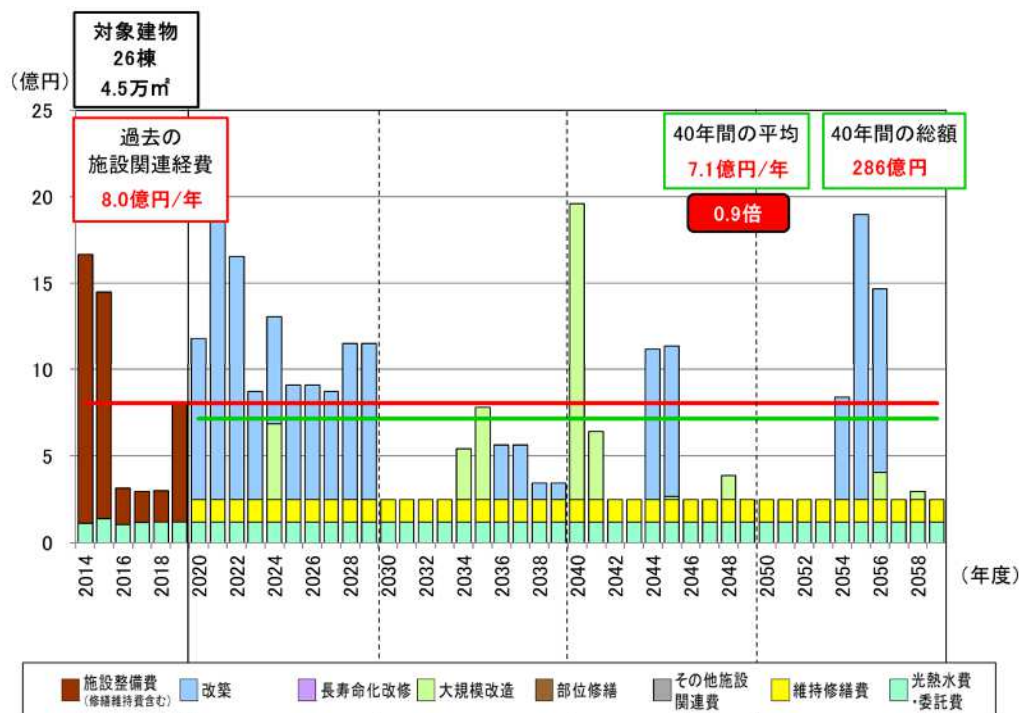
図表 2.5.5 長寿命化等対策を講じた場合の公共建築物の更新等費用



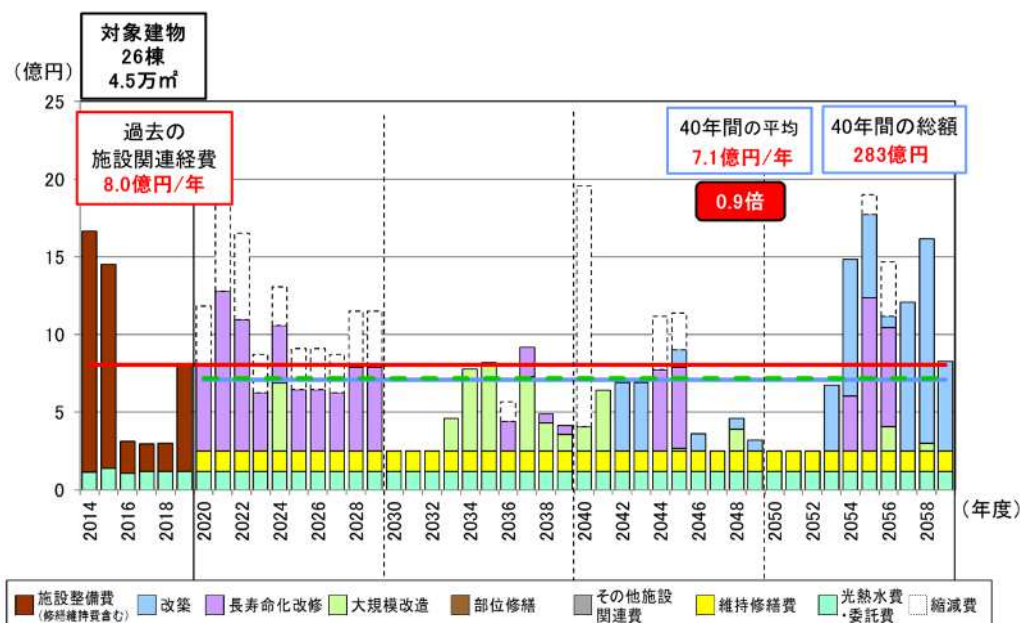
イ. 学校施設長寿命化計画

学校施設長寿命化計画において、令和2（2020）年度～令和41（2059）年度の40年間の更新等費用を算定したところ、長寿命化等対策前では約285.9億円で、年平均約7.1億円と推計されています。一方、長寿命化等対策を講じた場合は約283.2億円で、年平均約7.1億円と推計されています。以上より、40年間の対策の効果は約2.7億円で、年間約7百万円の縮減効果が見られました。

図表 2.5.6 現状における学校施設の更新等費用



図表 2.5.7 長寿命化等対策を講じた場合の学校施設の更新等費用

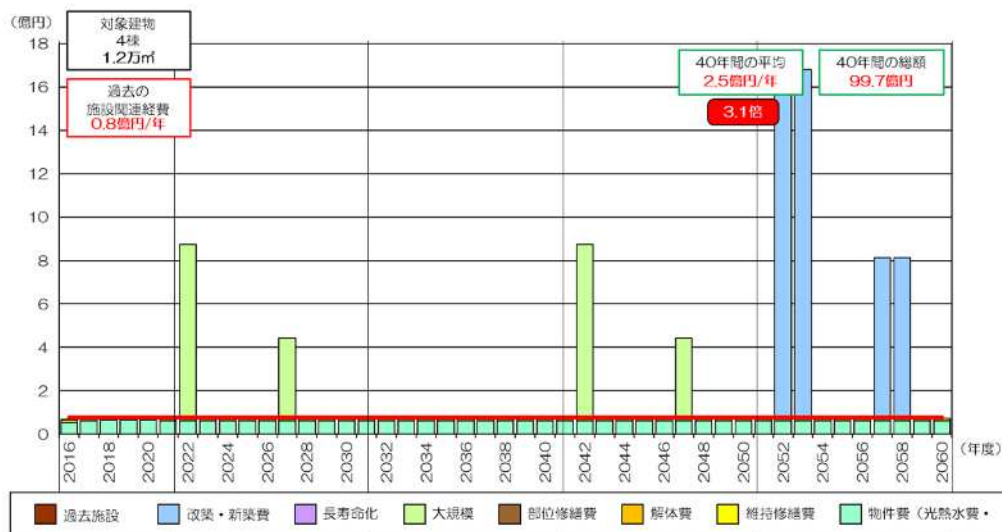


ウ. 医療・保健施設長寿命化計画

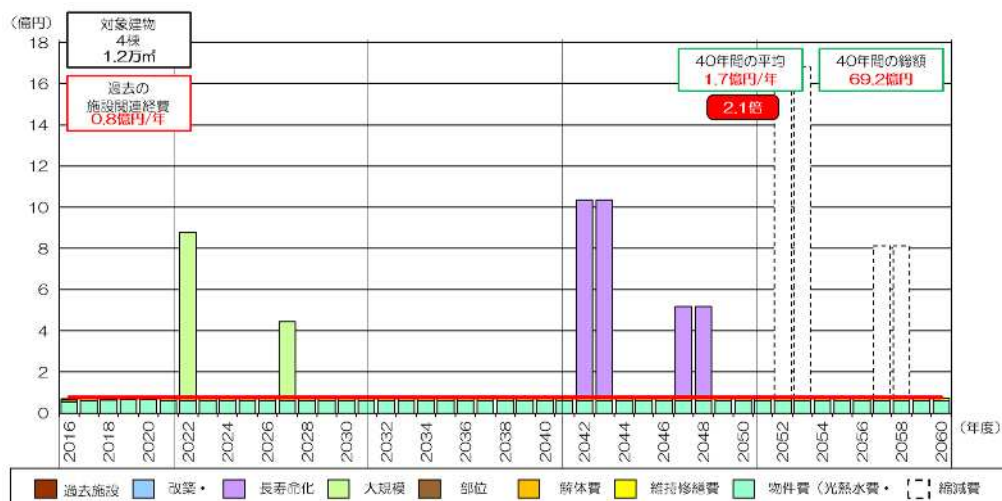
医療・保健施設長寿命化計画、令和 3（2021）年度～令和 42（2060）年度の 40 年間の更新等費用を算定したところ、長寿命化等対策前では約 99.7 億円で、年平均約 2.5 億円と推計されています。一方、長寿命化等対策を講じた場合は約 69.2 億円で、年平均約 1.7 億円と推計されています。

以上より、40 年間の対策の効果は約 30.5 億円で、年間約 7.6 千万円の縮減効果が見られました。

図表 2.5.8 現状における医療・保健施設の更新等費用



図表 2.5.9 長寿命化等対策を講じた場合の医療・保健施設の更新等費用



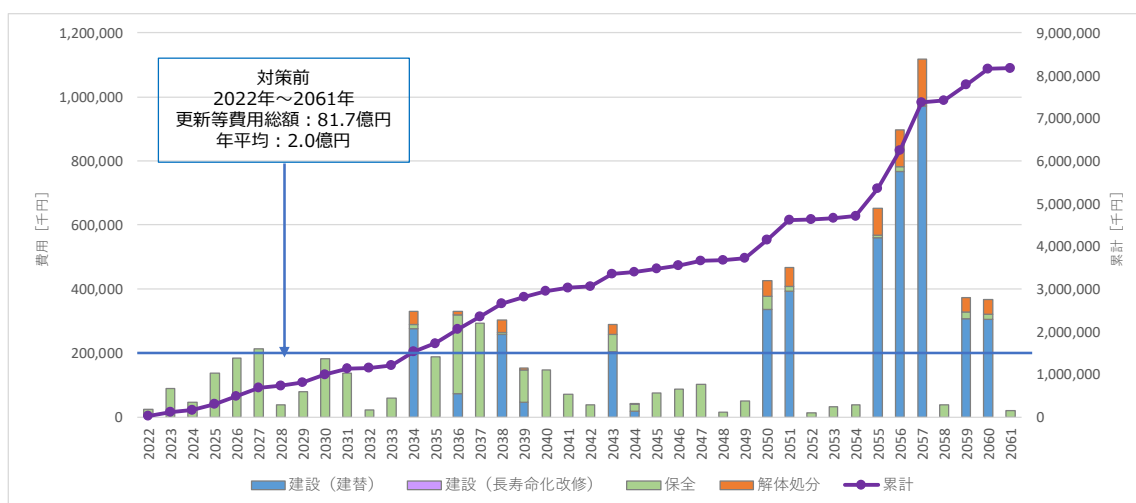
Ⅰ. 公営住宅長寿命化計画

公営住宅長寿命化計画では、更新等の費用を算定していなかったため、同計画の再編方針に基づき公共施設個別施設計画の更新等費用の算定方法を適用して令和4（2022）年度～令和43（2061）年度の40年間の更新等費用を算定しました。

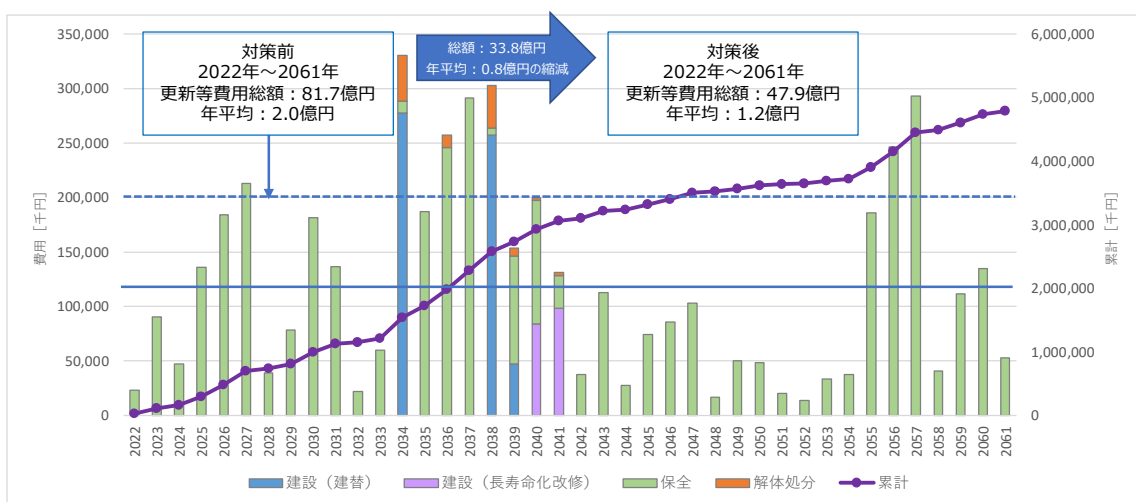
その結果、長寿命化等対策前では約81.7億円で、年平均約2.0億円と推計されています。一方、長寿命化等対策を講じた場合は約47.9億円で、年平均1.2億円と推計されています。

以上より、40年間の対策の効果は約33.8億円で、年間約8千万円の縮減効果が見られました。

図表 2.5.10 現状における町営住宅の更新等費用



図表 2.5.11 長寿命化等対策を講じた場合の町営住宅の更新等費用



なお、四捨五入の関係で、公共建築物全体の縮減効果と各個別施設計画等の縮減効果の合計が合わない場合があります。

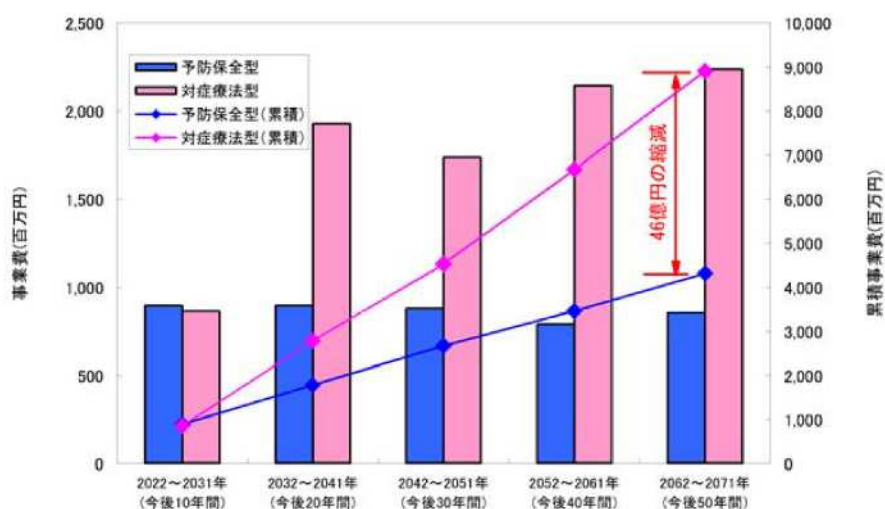
(4) インフラ施設に係る更新等費用

ア. 橋梁長寿命化計画

橋梁長寿命化計画において、令和4（2022）年度～令和53（2071）年度の50年間の更新等費用を算定したところ、長寿命化対策を講じない対症療法型では約89億円で、年平均8千9百万円と推計されています。一方、予防保全型の長寿命化対策を講じた場合は約43億円で、年平均4千3百万円と推計されています。

以上より、50年間の対策の効果は約46億円で、年間約4千6百万円の縮減効果が見られました。

図 2.5.12 橋梁長寿命化計画における長寿命化実施前後の更新等費用



イ. 特定環境保全公共下水道事業経営戦略

特定環境保全公共下水道事業経営戦略において、平成29（2017）年度～令和8（2026）年度の更新等費用（建設改良費）は、約3.9億円で年平均4千万円となりました。

なお、本経営戦略では、現時点において長寿命化対策前後の費用は算定しておらず、今後、ストックマネジメント等を通じて長寿命化等の効果を定量化していく予定です。

図 2.5.13 特定環境保全公共下水道事業経営戦略における更新等費用

年次											(千円)	
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計	平均
建設改良費	58,400	25,300	36,600	51,100	45,100	27,500	27,500	61,500	27,500	27,500	388,000	38,800

ウ. 農業集落排水事業経営戦略

特定環境保全公共下水道事業経営戦略において、平成30（2018）年度～令和9（2027）年度の更新等費用（建設改良費）は、計上しておりません。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

1. 現状や課題に関する認識

本町では、少子高齢化や人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の削減等により財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安全・安心で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが重要課題です。

(1) 財務

- ① 本町の財政状況は、人口減少や人口構成の変化により、地方税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中には、今後、多くの公共施設等が改修または建替え時期を迎えることになります。
- ② 施設の老朽化が進んでいく中で、維持管理・修繕、改修（耐震改修、長寿命化改修等）、建替え等に係る膨大な費用が生じてきますが、現在の財政見通しからすると、その総額を賄うことは困難となっています。総量の縮減を始め長寿命化対策や維持管理の効率化によるコスト縮減等の施策が喫緊の課題です。
- ③ 「特定財源の確保」としての地方債の発行及び国庫支出金の活用、「基金の積立」による将来の公共施設等への投資のための財源確保や、未利用地の貸付・売却などを効果的に組み合わせて推進することが課題となっています。

(2) 品質

- ① 本町の公共建築物及びインフラ資産は、その老朽化が著しく進展しています。これらは、その施設の機能性の確保のみならず、安全・安心のためにも万全の保全対策が必要です。
- ② 点検・診断に基づく「予防保全による長寿命化」の実践、ユニバーサルデザインの導入などによる「品質の向上」などを実現していくことが課題となっています。

(3) 供給

- ① 本町においても、人口減少及び少子高齢化は避けておれない状況となっています。人口の変化は、公共施設等の利用需要そのものに直結するため、総量の見直しが必要です。
- ② 年齢構成の変化は、利用ニーズの変化にも影響を与えます。そのため、機能を中心に据えた最適な供給手法の採用や、施設を前提としない「サービス提供方法の変更」などの取組が求められています。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

現状や課題に関する認識を踏まえ、合併後の公共施設等の整備については、学校施設の耐震化や大規模改修、更新など施設分類ごとに緊急性の高いものから整備を進めてきました。しかしながら、将来的な人口予測や財政状況、利用状況の変化への対応を考慮した場合には、施設分類ごとの優先度だけを考慮するのではなく、公共施設等の総量削減や財政負担の軽減及び平準化を図る必要があり、そのためには町全体の公共施設等を網羅した総合的な管理に係る基本的な方針が必要になります。

公共施設等を安全かつ安心して利用できる健全な状態で提供することにより町民サービスの質を確保するとともに、保有する公共施設等を自らが維持、更新できる量まで削減することにより将来的な財政負担の軽減を図るため、以下の4つの基本方針を掲げます。

(1) 施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。また、不要資産、活用予定のない資産については、売却（借受資産の返却を含む）、貸付け、地区等への移譲を基本とし、実質の施設保有量の削減を進めます。

また、危険建築物、貸付け等が困難な施設については、解体することを基本とし、施設保有量の削減を進めます。

(2) 施設の適切な維持管理

定期的な点検、現状把握を行い、劣化や損傷が分かり次第、迅速な対応を行うことにより、施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進めます。

(3) コストの抑制と財源確保

現在の契約手法に見直しを行うことや、民間のノウハウを取り入れることなど、効果的・効率的に施設を運営していきます。また、町有の遊休施設や遊休地の有効活用を推進します。

(4) 推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本町の公共施設マネジメントを推進していくため、全庁横断的な推進体制を構築します。また、行政サービスのあり方について検討を行う際にも本計画を活用します。

3. 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に関して、以下の6つの実施方針を定めます。

(1) 点検・診断の実施方針

公共建築物、インフラ資産ともに10年ごとに劣化度や損傷の状況を点検・診断し、必要な修繕等を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

耐用年数の60%経過時に、利用状況や将来のあり方を検討したうえで必要に応じて大規模修繕（長寿命化改修）を実施します。大規模修繕を実施するまでに必要に応じて小規模修繕を実施します。

(3) 耐震化、安全確保策の実施方針

上述の点検・診断の実施方針に基づき、早期に危険箇所の把握に努め危険除去を実施します。昭和56年以前に整備した旧耐震基準しか満たしていない公共建築物については、ほぼ耐震化が終わっています。なお一部耐震化が終わっていない施設については利用状況等に応じて将来のあり方を検討したうえで、必要な耐震改修を実施します。

(4) 長寿命化の実施方針

施設の利用状況や将来のあり方を検討したうえで、当該施設の耐用年数を超えて使用することとした施設については、必要に応じて長寿命化対策を実施することとし、その目標年数は、別途、個別施設計画にて定めます。

(5) ユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン 2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）においてユニバーサルデザインのまちづくりの考え方が示されました。その中で紹介されている具体的施策の内容を踏まえ、本町においても、高齢者、障がい者、子育て世代や観光客等多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます。

(6) 統合や廃止の推進方針

公共建築物においては、老朽度、利用率、必要性、防災の観点等、総合的に検証したうえで、類似の機能であるものや施設機能を代用できるものについては、積極的に施設の統合・複合化を検討するとともに、利用目的と照らし合わせて、その目的が明確でないものについては、積極的に廃止を検討します。

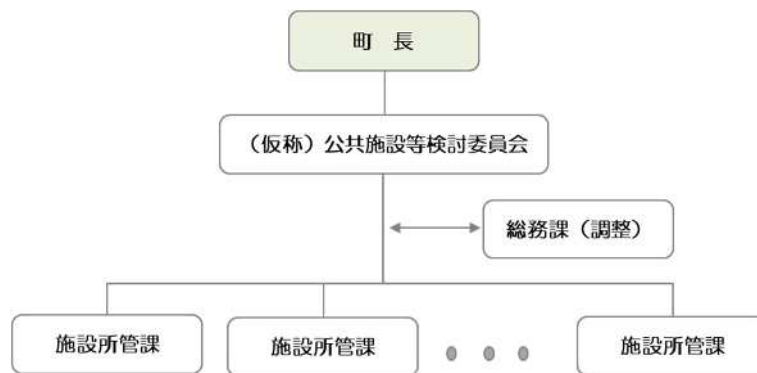
4. 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実施するための体制について、以下の7つの構築方針を行います。

(1) 取組体制の整備

全庁的な体制において公共施設等マネジメントを推進するため、取組体制の構築を図る必要があります。この組織は、横断的な組織として各部局の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていくものとします。

図表 3.4.1 全庁的な推進体制（案）



(2) 職員の意識改革・技術の向上

公共施設等マネジメントの実行にあたっては、職員一人ひとりが従来の個別施設毎の管理構想から抜け出し、経営的視点を持って全体の最適化を目指す必要があります。

そのため、技術面及びマネジメントに関する研修等を実施し、職員の技術と意識向上を図ります。

(3) 個別計画との連携

施設によっては既に策定されている長寿命化等の計画を基本としながら、本計画との整合を図ります。また、実策定の施設に関しては国（関係省庁）等の動向を踏まえ、個別計画の策定を担当課に促します。また、個別計画の中においても、単独ではなく複合的な施設として各課との連携を取ります。

(4) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設管理整備・管理運営の計画は、財政指標により実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な施設管理を実施するため、予算編成部署との連携を図ります。

また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討します。

(5) 情報の共有

各課において備えている管理台帳を基に、情報の一元化並びに内容の充実を図るとともに、定期的な情報の更新に努めながら、庁内で共有します。

(6) 官民協働・民間活力の活用

公共施設等に関する業務をすべて行政で担うということは、現実的、効率的ではありません。

今後、PPP/PFI方式、コンセッション方式、指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などの活用を検討し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設等の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ることとします。

(7) 隣接する市町との連携など広域的視野をもった検討

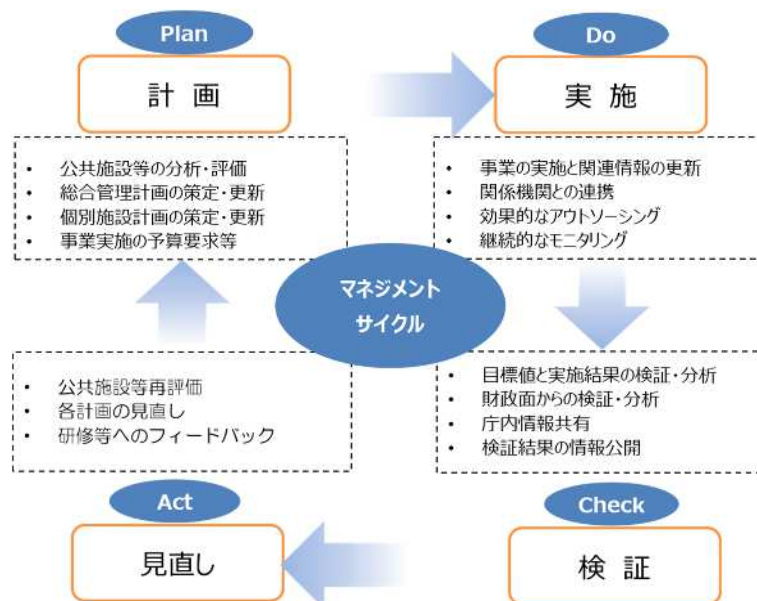
近隣市町との相互利用や共同運営、国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用等について、可能性を検討します。

5. フォローアップの方針

本計画では、マネジメントサイクルを定め計画の継続的なフォローアップを行います。また、本計画は40年間という長期の計画であるため、社会経済情勢の変化により前提となる条件が大きく変わる可能性があります。このため10年後を目途に計画全体の見直しを行います。

これらのフォローアップの基で、公共建築物については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進め、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、柔軟に見直しを実施します。また、インフラ資産については、点検基準等の整備状況や新技術による効率的な点検の実施等、国や県、他市町の動向にも注視しながら、適宜見直しを実施します。

図表 3.5.1 マネジメントサイクルによる計画のフォローアップ



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまでに述べた現状や基本方針を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下のように定めます。

1. 公共建築物

公共建築物についての目標設定（総合管理計画初版の目標値）

目標年次	令和 13(2031)年度：短期目標年次（10 年）
目標値	延べ床面積の実質保有量 5%以上の削減
基準値	136,138.2 m ² （平成 28 年 4 月 1 日現在の公共建築物の延べ床面積）

『目標設定の考え方』

目標年次	当該計画の計画期間は、中長期的視点から 40 年と定めているが、段階的な目標を定めることで、計画の実現性を高めていく必要がある。 そのため、今後 10 年間の更新及び大規模改修の集中を勘案し、目標年次を令和 13（2031）年度とする。	
削減方針	1. 人口減少は、町財政の収入に大きく影響するため、綾川町人口ビジョンの人口動向に沿った施設保有量の削減を目指す。 2. 公共建築物の更新等は、町財政の歳出に大きく左右するため、積極的な機能統合により根本的な施設保有量の削減を目指す。	
計算式	計算式：綾川町人口ビジョン ³ における人口減少率×短期目標計画期間／計画期間 $\Delta 13.5\% \times 10 \text{ 年} / 40 \text{ 年} = \Delta 3.37\% \rightarrow \Delta 5\%$ ※ $13.5\% = (23,450 - 20,275) \div 23,450 \cdots (H27 \text{ 人口} - H62 \text{ 人口}) \div H62 \text{ 人口}$	
目標値	厳しい財政見通しと人口減少等の状況を踏まえ、人口動向から算出された値を超える 5%を目標値とする。	
保有量	延べ床面積の実質保有量を次のとおりとする。	
	面積に含む	直営管理施設、指定管理施設、管理委託施設、休所施設等。 但し、町が維持管理費相当額を負担しない施設を除く。
	面積から除く	廃止施設、貸付施設等。但し、町が維持管理費相当額を負担する施設を除く。

³ 目標値の設定は、総合管理計画が適用した平成 28 年 3 月策定の人口ビジョンとする。

①行政系施設

主な施設	役場庁舎（本庁）、綾上支所、東分地域交流館、消防団屯所、旧西分保育所、旧陶病院
------	-----------------------------------------

行政施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	庁舎等については、行政サービスの拠点施設であるため、現状を維持するが、行政サービスを低下させない場合はこの限りではない。また行政サービスを低下させずに、他施設との複合的な利用を推進し床面積を削減することを検討する。
品質に関する基本方針	施設の長寿命化を最優先とする。 庁舎等は町民が日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保する。
コストに関する基本方針	水道光熱費の削減のため、省エネルギー化を図る。

②文化系施設

主な施設	校区公民館、集会所、道の駅滝宮
------	-----------------

文化系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	周辺の同様の機能の建物や集会機能を兼ねることができる建物等を活用しつつ、統廃合を図り、数量を削減する。 機能の代替ができない施設は、床面積の削減、施設の複合化・多機能化を検討した上で、建替えを行う。 集会所については、償還期間が過ぎた段階で速やかに地元に移譲する。
品質に関する基本方針	施設の長寿命化を図る。 利用性を高めるために設備の更新等を図るが、更新にあたってはライフサイクルコストの削減の観点から省エネ機器への転換を図る。
コストに関する基本方針	指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの削減を図る。 省エネ機器への改修によりランニングコストの削減を図る。

③産業系施設

主な施設	綾南農村環境改善センター（本庁舎）
------	-------------------

産業系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	産業系施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とする。
品質に関する基本方針	施設の長寿命化を最優先とする。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。

④社会教育系施設

主な施設	生涯学習センター、綾上図書館
------	----------------

社会教育系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	社会教育系施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とする。
品質に関する基本方針	施設の長寿命化を図る。 利用性を高めるために、設備の更新等を図るが、更新にあたってはライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。
コストに関する基本方針	指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図る。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図る。

⑤公園

主な施設	高山航空公園、田万ダム公園、長柄ダム公園、滝宮公園、農村公園
------	--------------------------------

公園の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	公園施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とする。
品質に関する基本方針	利用者の利便性や防犯性を考慮しつつ、維持管理を行う。
コストに関する基本方針	公園施設の長期的な維持管理コストの縮減及び公園施設の安全性確保と機能保全を図る。

⑥スポーツ・レクリエーション系施設

主な施設	綾川町総合運動公園、綾川町ふれあい運動公園、粉所体育館、西分体育館、羽床上体育館
------	------------------------------------------

スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	スポーツ・レクリエーション系施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とする。但し同一の種目競技については、競技の変更、廃止を検討する。
品質に関する基本方針	施設の長寿命化を図る。 利用性を高めるために、設備の更新等を図るが、更新にあたってはライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。
コストに関する基本方針	指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図る。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図る。

⑦子育て支援施設

主な施設	昭和こども園、陶こども園、滝宮こども園、羽床こども園、山田こども園、羽床上こども園、旧滝宮幼稚園、南原児童館、子育て支援施設きらり、放課後児童クラブ（昭和なかよし学級）
------	--------------------------------------------------------------------------------------

子育て支援施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	教育系施設や文化系施設、保健福祉施設との統廃合を視野に、数量の削減を図る。
品質に関する基本方針	子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保する。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。

⑧保健・福祉施設

主な施設	地域活動支援センターⅢ型（ゆう）、高齢者コミュニティセンター、小規模多機能型居宅介護施設（旧羽床上小学校普通教室棟）
------	------------------------------------------------------------

保健・福祉施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	施設の利用状況を踏まえ、周辺施設との集約化を検討し、数量の削減を図る。
品質に関する基本方針	町民が日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保する。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。 指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図る。 旧陶病院（旧保険センター）は、基本的に今後の更新は行わない。

⑨学校教育系施設

主な施設	昭和小学校、陶小学校、滝宮小学校、羽床小学校、綾上小学校、綾南中学校、綾上中学校、学校給食共同調理場、旧粉所小学校、旧羽床上小学校
------	-------------------------------------------------------------------

学校教育系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	綾川町立学校等再編整備調査特別委員会方針にて検討を行う。 児童・生徒数の動向に対応し、適正な教育環境を確保していくため、必要に応じて小中学校の適正規模及び適正配置について検討する。 余裕教室については、複合利用も視野に入れた有効活用を検討する。 旧小学校については、基本的に今後の更新は行わない。
品質に関する基本方針	子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保するとともに計画的な改修・更新を行う。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。

⑩医療施設

主な施設	綾川町国民健康保険粉所巡回診療所、綾川町国民健康保険綾上診療所、綾川町国民健康保険羽床上診療所、綾川町国民健康保険陶病院
------	--------------------------------------------------------------

医療施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	施設の利用状況を踏まえ、周辺施設との集約化を検討し、数量の削減を図る。
品質に関する基本方針	患者が日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保する。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。 民間を圧迫することなく、経営観念を持った運用を行う。

⑪町営住宅等

主な施設	八坂団地、滝宮団地、南原団地、有岡団地、羽床団地、山田団地、改良住宅、サン・コーポラスあやかみ
------	-------------------------------------------------

町営住宅等の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	統廃合・更新にあたっては、「綾川町町営住宅等長寿命化計画」に基づき適切に実施する。 現在の入居者への影響も大きいことから、入居者との意見交換を行ないながら慎重に統廃合を進める必要がある。
品質に関する基本方針	「綾川町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化や改修を実施し、居住の安定と質の向上を図る。
コストに関する基本方針	「綾川町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減と事業費の平準化を図る。

⑫供給処理施設、その他

主な施設	西分最終処分場、綾川斎苑、し尿貯留場
------	--------------------

供給処理施設等の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	施設の利用状況を踏まえ、現状を維持する。
品質に関する基本方針	施設の長寿命化を最優先とする。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。 指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図る。

2. インフラ資産

インフラ資産については、総量を削減することは現実的ではないため、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成 25 年（2013 年）11月29日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安全・安心の確保と経費の縮減を進めます。

本計画期間において、インフラに関する技術の革新や新たな政策等により、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本町においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣市町と連携しながら、インフラ施設の長寿命化に積極的に取り組んでいきます。

ア. 上水道施設

香川県広域水道企業団に管理を移管しているため、本計画の対象外とします。

イ. 下水道施設

施設設備の機能維持に努め、安全な運転や円滑な排水、またライフサイクルコストを抑制し、効率的かつ計画的な維持管理に努めます。

ウ. 道路

道路施設については、利用状況等を踏まえながら、コストの縮減と平準化を目指して、計画的かつ予防保全的な取組みを行い、道路利用者の安全確保に努めます。

道路照明、カーブミラー等の道路の附属物についても、計画的な維持管理、修繕・更新を行います。

橋梁については、「綾川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全的な取組を行うことにより、長寿命化とコストの縮減・平準化を図ります。

エ. 河川（準用河川）

台風及びゲリラ豪雨等による土砂災害や水害を防止するために適切な修繕に努め、計画的な施設の管理を行います。

第5章 計画の推進に向けて

公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画の基本理念及び基本方針に基づく取組を着実に推進するため、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。

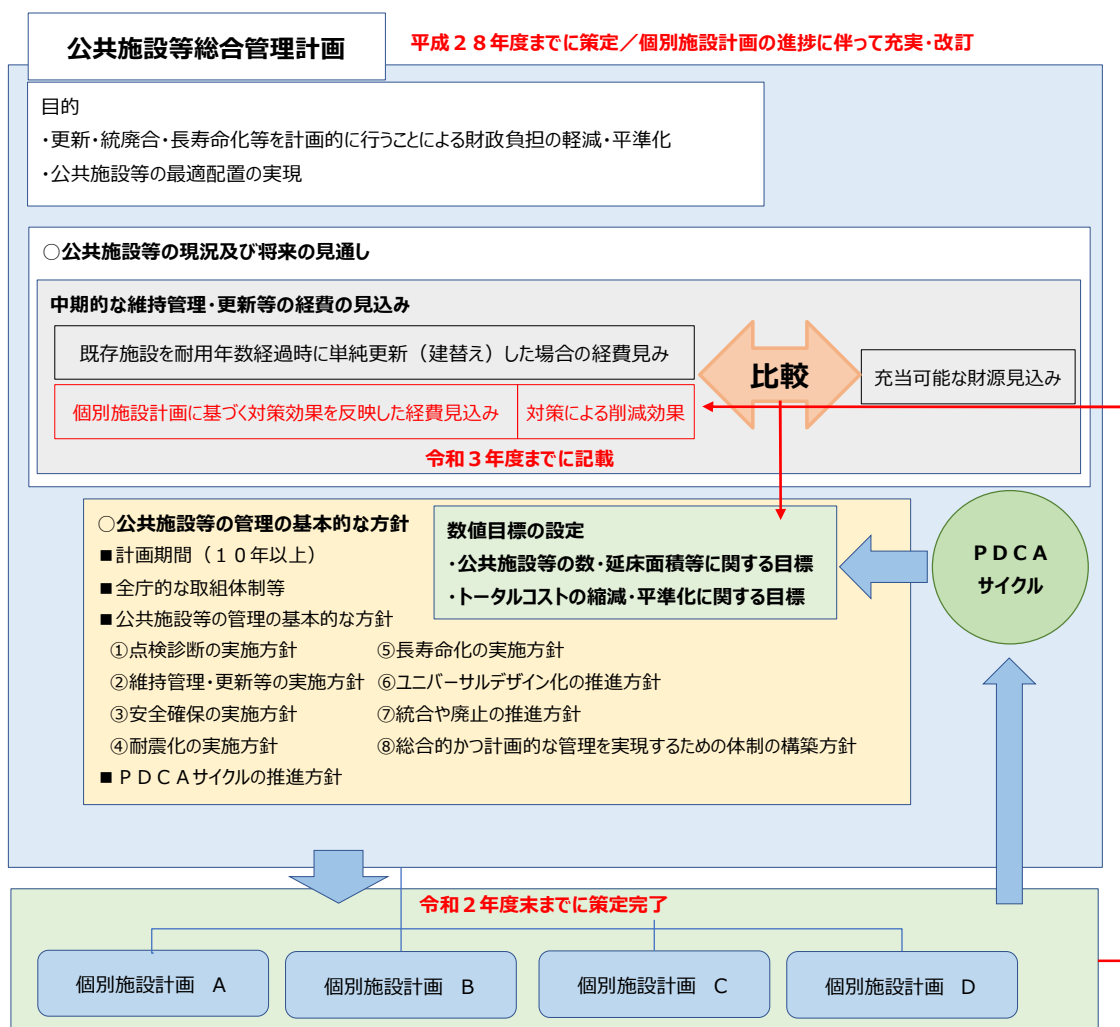
今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、町全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

また、総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。

今後とも、公共施設等の有り方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報を積極的に開示していくこととします。

以上を踏まえ、今後、策定または改訂が進む各個別施設計画の内容を適宜反映していくことによって、国の要請でもある本計画の不断の見直しを行います。

図表 5.1 総合管理計画に係る国の要請



用語の解説

【い】

■インフラ長寿命化基本計画

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25（2013）年 6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11月にとりまとめられた計画のこと。今後、この計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

【か】

■改修

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能が物理的劣化や社会的劣化したものについて、初期の水準を超える性能及び機能を有する新しいものに取り換えること。

【け】

■建築物のライフサイクルコスト

『建築物のライフサイクルコスト平成 31 年版』発売日：2019/03/01、出版社：建築保全センター、ISBN：978-4-907762-49-0。

■減価償却

固定資産の調達費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理のこと。施設、設備、機械装置、器具・備品といった時間の経過とともに価値が減少する資産のことを「減価償却資産」という。

【こ】

■更新

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能を初期と同等のものに取り換えること。

【し】

■修繕

対象となる建築物の全体または部分の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること。大規模修繕とは、これを対象施設全体にわたって大規模に実施すること。

■集約化

複数の施設が持つ類似する機能を一つの施設にまとめる手法のこと。

■新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和 56（1981）年 6月に施行されたもので、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。「頻繁に起こる大きさの地震（震度 5 程度）に対しては建物構造に損害が

ないようにする。」「滅多に起こらないが大きな地震（震度 6 強から 7 程度）に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。」ことを目標としている。

【た】

■耐震基準

建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法や道路橋示方書などにより定められている。

■多機能化

一つの空間を利用時間で分けて利用することで、多方面の目的性や作用を持った状態にすること。

■建替え

寿命を迎えた建物を解体し、利用者の要求水準に合わせて建て替えること。

【ち】

■長寿命化

従来に対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を実施し、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のこと。

【の】

■延床面積

建物各階の床面積を合計した面積のこと。吹抜け部分、バルコニーの先端から 2m までの部分、庇、ピロティ、ポーチなどは床面積には含まれない、といった特例があり、単純に合計した面積ではない場合もある。

【ふ】

■複合化

複数の施設及び機能を一つの建物に統合・並置する手法のこと。

【ま】

■マネジメント

ある目標に対して、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。その内容には、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化などの様々な要素を含んでいる。

【ゆ】

■有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算したもの。このことにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる

【よ】

■ 予防保全

設備、施設等が故障してから修理修繕を行うのではなく、あらかじめ定められた計画的な検査・試験・再調整により、故障を防止し、劣化を抑え、故障率を下げるための方法をいう。

【ら】

■ ライフサイクルコスト（LCC）

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費まで含んでいる。

【り】

■ リスク

不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性。

【P】

■ PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったものであり、業務を継続的に改善していく手法のひとつ。最後の Act の実施を受け、次の PDCA サイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。